

鎌倉市図書館広告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市の新たな財源の確保の一環として、鎌倉市の図書館（以下「図書館」という。）の資産を広告媒体として活用し、新たな財源を確保するための事業等について鎌倉市広告掲載要綱（平成24年7月27日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 図書館の資産を媒体として活用する広告の種類及び範囲は、鎌倉市広告掲載要綱及び広告掲載基準（平成24年7月27日施行）による。

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる図書館の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 図書館印刷物
- (2) 図書館ホームページ
- (3) 雑誌（スポンサー制度）
- (4) その他広告媒体として活用可能な図書館資産

2 前項第2号及び第3号については、別途、要領を定めるものとする。

(広告の募集方法)

第4条 広告の募集は公募とし、広報かまくら又は図書館ホームページに掲載すること等により行うものとする。ただし、公募による申込みがない等の場合は、掲載を希望するものを個別に募ることができるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第5条 広告の掲載を希望する者は、鎌倉市図書館広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会社等案内パンフレット（事業内容、社歴等がわかるもの）
- (2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許証の写し、諸証明者の写し等の書類

2 教育委員会は前項の申込書の提出を受けたときは、速やかにその諾否を決定し、鎌倉市図書館広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 教育委員会は、広告掲載を適当と認める申込みが多数あるときは、掲載の申込みがあった順に決定する。ただし、市内の団体の申込みを優先することができる。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、別表に掲げる印刷物は1年間、その他の広告媒体については教育委員会と相談の上、決定する。ただし、年度を超える期間とすることはできない。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、別表のとおりとする。

2 別表に掲げる印刷物以外の印刷物及び、第3条第1項第4号への広告を掲載する場合の掲載料は、市長が決定する。

(掲載料の納付)

第8条 広告の掲載を承諾された者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに、市が送付する納入通知書により掲載決定を受けた期間の掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告原稿及び広告案の作成及び提出)

第9条 広告原稿及び広告案（以下「広告原稿等」という。）は、教育委員会と相談の上、広告主の負担で作成し、教育委員会が指定する期日までに提出するものとする。

2 教育委員会は、提出のあった広告原稿等が図書館で広告掲載するものとして適当でない判断したときは、広告主に対して広告原稿等の変更を求めることができる。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、掲載内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿等を提出しなかった場合
- (3) 教育委員会が広告主又は広告内容が不相当であると認めた場合

2 前項の規定により広告掲載の決定を取消したときは、鎌倉市図書館広告掲載取消決定通知書（第3号様式）により、広告主に通知する。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、取下げる期日の1週間前までに教育委員会に申出なければならない。

(掲載料の返還)

第13条 掲載料は返還しない。ただし、その事由が広告主の責めに帰せず、図書館等の都合により広告掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

付 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。

別 表

掲載料及び発行部数		
印刷物	料金	発行部数
図書館カレンダー	10,000 円	年間約 15,000 部
ブックスタートリスト	10,000 円	年間約 1,200 部 (鎌倉市ほぼ全ての 6 か月育児検診対象児)